第九条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項に定めるもののほか、内閣総務官室等又は内閣人事局に属しない内閣参事官は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣法第十七条第三項の命を受けた内閣官房副長官補を助け、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

附則第四項を削る。

附則第五項中「九十一人」を「百四人」に、「九十人」を「百三人」に、「二十二人」を「三十二人」に、「二十一人」を「三十一人」に改め、同項を附則第四項とし、附則第六項を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第四条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、三八四人」を「一、四一二人」に改め、同表合計の項中「三〇四、一〇八人」を「三〇四、一三六人」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「内閣総務官」の下に「、内閣感染症危機管理監」を加える。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二条第一項

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第六条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「内閣総務官」を「内閣感染症危機管理対策官、内閣総務官」に改める。

別表第一内閣官房の項中「内閣総務官室」を「内閣総務官室
内閣感染症危機管理統括庁」に改める。

（内閣法制局設置法施行令の一部改正）

第七条　内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣官房内閣人事局」を「内閣官房（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局に限る。）」に改める。

第三条の二中「主として」の下に「内閣官房内閣感染症危機管理統括庁、」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の項中「第八条」を「第四条の三」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号ホの改正規定を削る。

（退職手当審査会令の一部改正）

第四条　退職手当審査会令（平成二十六年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　加藤　勝信

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十二号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とする。

第三十条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条を第三十条とする。

別表中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

附　則

この政令は、令和五年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄